

○ 財務省令 第三十二条 平成二十五条の発行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第二百三十二号)第五条第十一項の規定に基づき、利付国債の発行した利付国債の大蔵省告示する。

行平省  
條件等を次年の六月二十日より告示する。  
利付國庫債券(五年)～第百十二号

の法發号名  
條律行稱及  
項及のび根  
びそ拠記

四 發行方法の適用  
三 用振替法の適

争う札価振の以律社第十す九十保実震号法め營十財回  
入。格替適下(平成十三年法律第七十五号)  
札に以を機用を振替法の  
発による競闘を受ける価に日だけといふ  
といへ格付本る競し銀もいう  
う以争て行のう。  
。下入行とと。  
、一札わすし  
価価一れる、の  
格格とる。そ規  
競競い入の定。  
債六三る条三に施災～律のに四政  
、十号法第年関すか第へ公必号法  
株二～律四法するら二平債要)～  
式条第へ項律るたの条成のな第昭  
等第四平並第特め復第二發財四和  
の一十成び百別に興一十行源条二  
振項六十に十措必の項四のの第十二  
条九特七置要た及年特確一年  
第年別号法なめび法例保項  
一法会～～財の東律にを、法  
項律計第平源施日第関圖財律  
及第に六成の策本百する政第  
び二関十二確を大一るた運三

## 五

## ハロイ

## 方募

非者特国札非  
価・別債發競  
格第參市行爭  
競I加場入  
入価法入  
札格決  
發競定  
の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を圃別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価のし定あ争  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決、めつ入  
札特の者財後格競債め別つ入るらを定価ら、と  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を格れ  
行参よと大行争入場も加、と発のる入受競  
一加るに臣わ入札特の者財同行に価額け争  
と者発応がれ札発別にご務時によ格にた入  
い・行募各るの行参よと大にとるをよ各札  
う第へ限國募一加るに臣行い発そり申に  
。II以度債入と者発応がわう行の加込お  
非下額市札のい・行募各れ。(発重みいのに  
価一を場で決う第へ限國る、以行平のて利お  
格國定特あ定。I以度債入価下価均応募率い札  
競債め別つを及非下額市札格非格し募入とてで

六  
イ  
発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入  
發 競 發 競 II 加 場 び 札  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發

六十いにる四億いに措必の算千額発律のに億つ定う円額  
十二て基法年二て基置要た分二面行第公必五いにち 面  
二億はづ律度千はづ法なめ、十金しニ債要千て基、 金  
条九、き第予五、き第財の東万額た条のな八はづ財  
第百額発四算百額発六源施日円で利第発財百、き政  
一四面行十分四面行十の策本へ一付一行源八額発法  
項十金し六、十金し九確を大平兆国項のの十面行第  
の五額た条特万額た条保実震成八債の特確万金し四  
規万で利第別円で利第に施災二百に規例保円額た条  
定円二付一會へ四付四関すか十七つ定にを、で利第  
に、千国項計平千国項するら五十いに關國財二付一  
基同八債のに成六債のるたの年九て基する政百国項  
づ法百に規関二十に規特め復度億はづるた運十債の  
き第二つ定す十一つ定別に興予六、き法め當九に規

七

二 八 口 イ 扱

者特国行争非者特国札非入価込  
・別債入価・別債発競札格金  
第参市札格第参市行争発競  
II加場発競I加場入行争額

円	四千三十一億六千四百五十六万	円	十九億七千七十三万七千三百円
万円	二兆四千七百十六億千九百六十	万円	二兆四千七百十六億千九百六十

二八四

行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非
入	価	・	別	債		入	価	・	別	債		發	競
札	格	第	參	市		札	格	第	參	市		行	爭
發	競	II	加	場		發	競	I	加	場		入	

十  
十  
三  
二

十  
十  
口  
イ  
一

發

九  
八

振額最  
替低行争非  
額入価  
面札格  
位金発競

初利入価・別債行争非者特国札非入価發  
期札格第参市及入価・別債發競札格行行  
利發競II加場び札格第参市行争發競価  
子率行争非者特国發競I加場、入行争格日

下は払し払平年  
、期た期成○  
次そが金と二・  
号の銀額し十四  
及翌行を、五パ  
び営休支次年ト  
第業業払の十セ  
十日日う算二ン  
五にに。式月ト  
号支当たに二  
に払ただよ十  
おうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支

額以額平す額の振五  
面上面成るの記替万  
金の金二。整載法円  
額そ額十数又の  
百れ百五倍は規  
円ぞ円年年の記定  
にれに六金録に  
つのつ月額はよ  
き応き二に、る  
百募百十よ最振  
円価円日る低替  
十格十も額口  
九七の面座  
錢錢と金簿

十  
九  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

平 財 日額平るい日毎  
成 務 本面成利てを年  
二 大 銀金三子、支六  
十 臣 行額十をそ払月  
五 か 百年支の期二  
年 ら 円六払日と十  
六 通 に月う以し日  
月 知 つ二。前、及  
二 を き十 六各び  
十 受 百日 月支十  
日 け 円 間 払二  
た 者 に期月  
に 属 に二  
す お 十

規定する  
 $\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$  期  
日  
について同じ。  
。